

彩の国スポーツ推進パートナー登録制度要綱

公益財団法人埼玉県スポーツ協会

(目的)

第1条 彩の国スポーツ推進パートナー登録制度（以下「本制度」という。）は、公益財団法人埼玉県スポーツ協会（以下「本会」という。）が、スポーツ科学やデジタルトランスフォーメーション、スポーツインテグリティ等に関する各種専門性を要する高度な課題解決支援活動（以下、「サポート」という。）を、専門的な資格または技能等を有する者から適切にサポートできる体制を構築し、本県アスリートやコーチ、加盟団体等の支援対象（以下、「サポート対象」という。）それぞれのニーズに応じた専門的サポートを提供できる仕組みにより本会の目的および事業を効果的に推進するために設置する。

(事業の範囲)

第2条 本制度における事業の範囲は本会定款で定める事業とする。

(会議)

第3条 本制度の効果的かつ効率的な運用を図るため、本会理事会において、本制度の運営に必要な事項を決定する。

(登録申込)

第4条 本制度への登録を希望する有識者又は専門家等は、登録申込書（様式1）を本会会長（以下、「会長」という。）に提出する。

2 登録申込書の受付は原則として年1回とし、募集方法及び募集期間等は別に定める。

(登録条件)

第5条 登録申込を希望する有識者又は専門家等は、原則として次の(1)～(5)に掲げる条件を全て満たしていることを登録の条件とする。

- (1) パートナー登録制度の目的を理解し、他の専門家やサポート対象の関係者との連携・協力の下、サポート対象のニーズに適した高い専門性によるサポートを提供する意思を有している。
- (2) サポート対象の現状等への理解を深めるよう努め、専門分野はもとより、専門分野の周辺業務にも適切に対応でき、スポーツの推進、発展に情熱を傾け、心身共に健康である。
- (3) 別表1の登録要件のいずれかに該当しており、別表2サポート業務および保有資格等を有している。
- (4) 登録申込時点において、所属先から本制度への登録について許可が得られていること。
- (5) 登録された場合には以下の条件に同意できること。

- ア 申請書に記入されている氏名、専門分野をホームページ等で公開すること
- イ 登録によって、必ずしも派遣等のサポート業務の依頼に結びつくものではなく、サポート業務の対価の支払いは、実績に伴う本会への活動報告（別に定める指定様式）に基づいて支払うこと
- ウ 業務上知り得た秘密を他人に漏らさない等、埼玉県や本会が定める関連規定を遵守できること
- エ 社会通念上、反社会的勢力及び特殊知能暴力集団と呼ばれる団体等（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しない、又は反社会的勢力等と事業取引等の関係を有していないこと
- オ 報酬額の基準は、別に定める。

（確認）

- 第6条 会長は、第4条に定める登録申込書の提出を受け、前条に定める登録条件を満たしているか否かのほか、本会が業務を要請する者として適切であるかを総合的に確認し、彩の国スポーツ推進パートナー（以下、「登録者」という。）を決定する。
- 2 会長は、前項の確認にあたり別に定める方法により面接を実施する。
 - 3 会長は、前項の確認にあたり必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。

（登録）

- 第7条 前条に定める確認の結果は、その可否に関わらず申込者へ通知する。
- 2 登録者は、本会ホームページ等で公開する。

（移行措置）

- 第8条 令和4年5月の定時評議員会終結時までにスポーツ科学委員会および専門部会、彩の国アスリート育成サポートパートナー、測定班に委嘱される委員等は、第5条の登録条件に関わらず、関係する領域の登録者に移行できる。ただし、登録は任意とする。
- 2 前項の登録手続きは別に定める。

（登録期間及び登録の更新）

- 第9条 登録期間は、登録通知日から当該年度の3月31日までとする。
- 2 本会は、登録者の登録期間満了の1ヶ月前までに、登録の更新手続について当該登録者に通知する。

（サポート業務）

- 第10条 会長は、支援対象からの要請に基づき、登録者とのサポート業務の実施調整を行い、関係者間で合意した内容に基づいて処理する。
- 2 登録者に対するサポート業務の対価の支払いは、当該サポート業務の依頼者が行うものとする。

(変更の届出)

第11条 登録者は、登録申込書の記載内容に変更があった場合、当該変更の内容を遅滞なく会長に申し出なければならない。

(登録取消)

第12条 会長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条に定める登録要件を満たさないことが明らかになったとき
- (2) 重大な法令違反や本会定款に定める構成員の義務違反等があったとき
- (3) 本会あるいは他の登録者の信用あるいは品位を損なうような行為が明らかになったとき
- (4) その他、委嘱を受ける者として不相当と会長が認めたとき

(登録解除)

第13条 登録者は、本制度登録者として継続する意思を失ったときは、書面により登録解除の旨を申し出なければならない。

(要綱の改正)

第14条 この要綱の改正は、総務委員会において審議し、理事会に報告する。

(協議)

第15条 本制度の運用又は第2条に掲げる事業等へのサポート業務実施の過程で登録者等の間にトラブル又は紛争等が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議する。

(パートナー登録制度の終了)

第16条 諸般の事情により本制度の運営を終了する場合は、終了する2か月前までに登録者にその旨を通知する。

(事務局)

第17条 本制度を運用又は事務を処理するために、本会内に事務局を置く。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、令和2年7月1日から施行する彩の国アスリートサポートパートナーシップ制度要綱は廃止する。

この要綱は、令和4年3月9日から施行する。

別表1 彩の国スポーツ推進パートナー登録要件

I	本会が別に定めるサポート業務についての豊富な知識や経験を有する者で、本会専門委員会委員長が指名する者
II	本会が別に定めるサポート業務に関する資格等を有し、登録申込時点から遡って3年以上の実務経験がある者、または、それと同等の経験・能力を有する者で、本会専門委員会委員あるいは本会と連携する関係機関・団体から推薦がある者
III	(長期インターンシップ) ※本会が定めるサポート業務に関するアシスタントや業務補助のみ要請 サポート業務に関する高い意欲と関心、向上心等があり、将来的に埼玉県のスポーツ推進の一翼を担える者として本会専門委員会委員、本会と連携する関係機関・団体から推薦がある者のうち、会長が認める者

別表2 彩の国スポーツ推進パートナー登録に係るサポート業務および保有資格等条件

本会ならびに加盟団体および彩の国アスリートやコーチ等を支援対象とし、それぞれのニーズに応じた以下の専門的サポート業務を提供する

領域	サポート業務の例	保有資格等
パフォーマンス ケア/S&C	障害予防、コンディショニング、リハビリテーションを目的としたアスリート評価や対応するエクササイズやケアの提供 等 身体能力の開発/強化に関するトレーニングプランの作成、トレーニング指導、各種相談対応、個人面談 等	理学療法士、柔道整復師 JSPO-AT NSCA-CSCS/CPT JATI-ATI 等
パフォーマンス栄養	献立作成指導、食育指導、相談対応 等	JSPO-スポーツ栄養士 等
パフォーマンス心理	カウンセリング、メンタルトレーニング（集団/個人）、個人面談、相談対応 等	スポーツメンタルトレーニング指導士、臨床心理士 等
スポーツ医学	各専門科クリニック、相談対応、県選手団派遣医業務、各専門科メディカルチェック、アンチ・ドーピング相談、診療機関紹介、救護、クラス分け 等	JSPO-スポーツドクター JSPO-スポーツデンティスト JADA-スポーツファーマシスト 看護師、クラシファイヤー 等
測定分析	身体組成・形態、筋力・筋パワー、運動能力、エネルギー産生能力などのパフォーマンス・動作解析測定を行い、結果の科学的分析や解説を行う 等	・高等教育機関等の教員、研究・実践機関等で測定を行う者 ・県スポーツ協会の各種事業において左記の領域別業務への支援実績を有する者
上記のほか、本会の目的を達成するために必要な以下の領域・業務（適宜追加）		会長が認める以下の専門家
映像・情報処理	練習会・競技会等における映像解析やゲーム分析を行い、データを基にアドバイスを行う 等	・専門機関発行の認定証等保有者 ・高等教育機関等の教員、研究・実践機関等で測定を行う者
DX・ICT	ICTの知見をスポーツに応用し、デジタル化を強化、スポーツのDX推進（AR活用、AI活用、アプリ開発 等）への相談、助言 等	・本会の各種事業において左記の領域別業務への支援実績を有する者
リサーチ	県スポーツ協会加盟団体等のネットワークを活用した各種調査を立案・分析支援、エビデンス収集支援 等	・公認会計士、社会保険労務士、税理士、司法書士、行政書士、弁護士など高い専門性を有していると認められる者 等
スポーツインテグリティ	スポーツ団体の組織運営、労務、税務、ガバナンス・コンプライアンス相談・指導対応 等	

(参考) 彩の国スポーツ推進パートナー登録制度に基づく報酬額の基準

領域	サポート業務の例	登録要件Ⅰ、Ⅱの者	登録要件Ⅲの者
パフォーマンス ケア/S&C	障害予防、コンディショニング、リハビリテーションを目的としたアスリート評価や対応するエクササイズやケアの提供 等 身体能力の開発／強化に関するトレーニングプランの作成、トレーニング指導、各種相談対応、個人面談 等		
パフォーマンス栄養	献立作成指導、食育指導、相談対応 等	本会謝金規程に準じる ただし、より高度なサポート業務を要請する場合は30%を上限に計算することができる。	本会謝金規程に準じる
パフォーマンス心理	カウンセリング、メンタルトレーニング（集団/個人）、個人面談、相談対応 等		
スポーツ医学	各専門科クリニック、相談対応、県選手団派遣医業務、各専門科メディカルチェック、アンチ・ドーピング相談、診療機関紹介、救護、クラス分け 等	本会以外の依頼者の場合は、依頼者が定める基準による。	
測定分析	身体組成・形態、筋力・筋パワー、運動能力、エネルギー産生能力などのパフォーマンス・動作解析測定を行い、結果の科学的分析や解説を行う 等		
上記のほか、本会の目的を達成するために必要な以下の領域・業務（適宜追加）			
映像・情報処理	練習会・競技会等における映像解析やゲーム分析を行い、データを基にアドバイスを行う 等	本会謝金規程に準じる ただし、より高度なサポート業務を要請する場合は30%を上限に計算することができる。	本会謝金規程に準じる
DX・ICT	ICTの知見をスポーツに応用し、デジタル化を強化、スポーツのDX推進（AR活用、AI活用、アプリ開発 等）への相談、助言 等		
リサーチ	県スポーツ協会加盟団体等のネットワークを活用した各種調査を立案・分析支援、エビデンス収集支援 等	本会以外の依頼者の場合は、依頼者が定める基準による。	
スポーツ インテグリティ	スポーツ団体の組織運営、労務、税務、ガバナンス・コンプライアンス相談・指導対応 等		

(注1) 会長からの要請に基づき提供されるサポート業務が対象。

(注2) サポートの方法（遠隔、文面、映像等）や時間に基づく報酬算出は別に定める